

岩出市観光協会 バス助成金交付事業要綱

1. 趣旨

この要綱は、岩出市への誘客を促進していただくことを目的とし、貸し切りバスを利用した募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行を実施する旅行会社・貸切バス事業者等に対し、助成金を交付するものです。

2. 助成対象事業

以下の条件をすべて満たすものとします。

- ・ ツアー行程に岩出市内の道の駅への立ち寄りが入っていること。
- ・ 10名以上の団体旅行であること（乗務員、添乗員は人数に入れない）。
- ・ 「学校行事（教育旅行、修学旅行等）として実施する旅行」「宗教活動・政治活動を目的とした旅行」ではないこと。
- ・ 対象とする団体旅行が、岩出市及び岩出市観光協会からの補助金・委託金・助成金を受けていないこと。

3. 助成額

大型・中型バスとも@5,000円/1台

4. 申請の手続き

(1) 助成金の申請

助成金の交付を希望する申請者は、次に掲げる資料を旅行催行日の3か月から2週間前までに岩出市観光協会に1部提出してください。（申請は1回の旅行ごとに1枚提出）

- ・ 岩出市観光協会バス助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ・ 旅行行程表

※申請額が予算額に到達した時点でキャンセル待ちの受付となります。キャンセル待ちになった場合はこちらよりご連絡し、また、助成対象に繰り上がった場合もこちらよりご連絡いたします。

※終了したツアーは、遡って助成対象とすることはありません。

(2) 交付決定

岩出市観光協会は、助成金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否を決定の上、交付決定通知書（別記様式第2号）を送付いたします。なお実績報告書により申請内容に満たなかった場合は、支払額の変更及び取消となります。

(3) 旅行中止・変更の申請

申請者が助成事業を変更・中止または助成対象事業の要件を満たさなくなった場合(天候等により旅行行程を変更し、要件を満たさなくなった場合も含む)は、速やかに変更・中止承認申請について、催行予定だった日までに別記様式第3号により岩出市観光協会まで必ず提出してください。

(4) 実績報告

助成金の交付決定を受けた申請者は、旅行催行後2週間以内に、現地で立寄り証明印を受けた実績報告書(別記様式第4号)と旅行行程表を各1部ずつ岩出市観光協会に提出してください。

実績報告書は、1回の旅行につき1部ずつ提出してください。

(5) 助成金確定と支払

実績報告書の受理後審査し、適当と認めた場合、助成金確定通知書(別記様式第5号)を送付し、確定通知書の日付から1か月以内に指定の口座に振り込みいたします。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。